仕　様　書

1.　件名

令和８年度東京と北海道との連携による中東市場向け旅行会社招聘旅行等運営業務委託

2.　目的

東京都（以下「都」という。）はこれまで、日本各地の地域や自治体等と連携して、海外市場を対象とした観光プロモーション事業を実施してきた。本事業においては、北海道との連携により、中東市場を対象として効果的なプロモーションを実施し、旅行地としての東京及び北海道の観光の魅力に関する認知向上を図ることを目的とする。

具体的には、中東現地の有力旅行会社及び現地手配を担う日本国内の専門旅行会社（以下「DMC」という。）等を招聘し、東京及び北海道内における視察旅行（以下「ファムトリップ」という。）を実施することにより、旅行商品の造成及び販売促進を図る。これにより、東京及び北海道の魅力を相乗的に訴求し、ターゲットの旅行者層に対して東京と北海道への周遊を促進する。

3.　契約期間

令和８年９月29日から令和９年３月31日まで

4.　履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5.　対象市場

中東：GCC*加盟６か国

サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート

* Gulf Cooperation Council（湾岸協力理事会）

正式名称：Cooperation Council for the Arab States of the Gulf

6.　ターゲット

高付加価値旅行者

１回当たりの旅行消費額（フライトを含まない）100万円程度の想定。

7.　全体運営

（１）　取組姿勢

・対象市場における東京と北海道に対する旅行地としての認知度、訪問意欲、旅行検討状況及び実際の来訪状況等のデータを元に、ターゲット層のニーズ等を十分に調査・分析して、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。

・持続可能な観光の在り方を念頭に置いて事業実施に当たること。

・都と北海道の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をもって事業を運営すること。

・本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、

その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。対象市場の文化、宗教、社会情勢等に十分に配慮し、現地における PR として適切であること。

（2） 体制及び運営管理

・受託者は受託後速やかに詳細な体制・業務フロー図及び年間スケジュールを作成し、財団に提出すること。

・具体的な業務フローを含む実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。体制・業務フローに変更が生じた際は、迅速に調整に当たるとともに財団に速やかに共有すること。

・各事業の詳細な年間スケジュールに沿って遅滞なく実施すること。各作業項目の進捗管理表を作成して緻密に進捗を管理し、財団に綿密に進捗状況を報告すること。また、財団に対して適切な説明、確認を経て、事業を進行すること。

（3） 連絡調整及び報告

・事業実施に際して必要となる連携先及び関係先各所への確認・連絡・調整の一切を行うこと。

・事業実施完了後、速やかに実施報告書を作成し、財団に提出すること。

8. 委託内容

対象市場におけるターゲット層の日本国内の旅行手配の傾向、トレンド及び、旅行先として訪問地に求めるものを踏まえて、現地旅行会社及び日本国内の DMC 等を招聘し、東京と北海道の観光コンテンツの視察を行うことにより、ターゲット層に向けた旅行商品造成・販売の促進を図ること。

（1） 海外旅行会社及び国内 DMC 等ファムトリップ企画運営

ア 被招聘者の選定について

以下の条件を満たす複数の候補者を挙げ、招聘可能な時期を確認したうえで、財団の最終承認を得て、被招聘者を確定すること。

・招聘社数・人数：GCC 現地の旅行会社 1 社 1 名以上（可能ならば複数社）
日本国内において、GCC からの訪日インバウンドの受入れを積極的に行っている DMC 等 4 社 4 名以上

・対象市場の高付加価値旅行者向けに訪日・訪都商品等を造成した実績がある（または今後造成する予定がある）、あるいは対象市場からの高付加価値旅行者の受け入れ実績がある（または今後受け入れる予定がある）こと。

・本事業における視察内容を含む旅行商品造成に前向きであること。

・本事業の趣旨を正しく理解し、ファムトリップ中の視察・取材先施設や周囲への配慮、ファムトリップ終了時のアンケート回答に対応できること。

・財団、都及び北海道が行うプレスリリースや広報活動において、プロフィール、顔写真、ファムトリップ中に撮影した本人の写真等の情報公開を承諾していること。

イ 被招聘者の参加調整及び招聘行程の企画・作成及び手配・運営等について

別紙１「ファムトリップ実施に係る手配について」に基づき、以下を踏まえて、被招聘者の参加調整、行程の企画・作成及び手配・運営を行うこと。

（ア）ファムトリップ実施概要

・実施時期：令和８年 12 月～令和９年１月

※現地旅行会社及び DMC ともに同一日程・同一行程を想定

・視察日程：東京の視察を１-２日程度、北海道の視察を３-４日程度とし、以下の日程案を参考に、北海道内の移動距離・時間を踏まえて、視察内容にあわせて行程を組むこと。

※日程案（参考）

日次	行程・視察地	宿泊地
―	海外現地発～東京（羽田・成田）着	東京
１日目	東京視察（終日）	東京
２日目	東京視察（午前）～北海道に移動、北海道視察	北海道
３日目	北海道視察（終日）	北海道
４日目	北海道視察（終日）	北海道
５日目	北海道視察（終日）	北海道または東京
―	東京（羽田・成田）発～海外現地着	―

・視察先

- 対象市場における宗教･文化及びそれらに伴う食事制限等の生活習慣を踏まえて、東京、北海道での旅行に対する安心感や、受入体制に関する情報も得られるように配慮すること。
- 対象市場やターゲットのニーズやトレンド、以下訴求ポイントを踏まえて、旅行商品造成に活かすことのできる都内３箇所、北海道内８箇所程度の観光スポットを選定すること。

【北海道の訴求ポイント】

北海道の豊かな自然の魅力と、質の高い滞在を訴求できること。

【東京の訴求ポイント】

伝統的、革新的な魅力や最新のトレンドなど、東京らしさを訴求できること。

・意見交換会

- 旅程内に１回、北海道の自治体・観光関連事業者等と被招聘者の交流の機会を設けるため､札幌市内での昼食または夕食会場において意見交換会を実施すること。（北海道側の参加者は５～６名程度）

（イ）被招聘者に対するアンケート

被招聘者に対して､英語または被招聘者の使用言語でオンライン（レスポンシブ対応）アンケートを実施し、回答を回収、翻訳、集計・分析して、日本語で財団に提出すること。

①　１回目

・実施時期：ファムトリップ終了時

・内　　容：ファムトリップ全体及び各訪問先に関する評価や商品化に向けたコメ

ント等。都、北海道及び各施設が、今後の運営や PR に活用できる質問項目並びに回答・評価方法とすること。

・提出期限：ファムトリップ実施後２週間後まで

② ２回目

・実施時期：令和９年２月下旬～3 月上旬

・内　　容：ファムトリップの訪問スポットを含めた旅行商品の造成（商品化済みの場合は内容。検討段階の場合、課題等）、DMC 等の場合は旅行会社からの問い合わせ、旅行会社への素材提供状況等。後述の仕様書８（２）イの KPI に応じた内容を含めること。

・提出期限：令和９年３月中旬まで

（２） 効果測定及び報告

ア　被招聘者の情報、行程、手配関連及びファムトリップ実施中の様子のわかる写真、アンケート実施結果等をとりまとめて報告すること。

イ　本事業の目的及び社会情勢も踏まえて、契約期間内に事業成果を測定する上で、適切かつ現実的な KPI（例：旅行商品の造成件数、送客数、ニュースレター発信件数、被招聘旅行会社のウェブサイトや SNS 等での発信件数・リーチ数等）を設定し、達成に向けて効果的な事業実施に取り組むこと。

9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10. 秘密の保持

受託者は、「9. 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9. 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（＊１）第 14 に定めるところによる。

（＊１）https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

12. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

13. 個人情報の保護等

（１） 「公益財団法人東京観光財団個人情報取扱要領」（＊２）を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」（＊３）に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり「9. 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部

業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

（＊２）https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

（＊３）https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取り扱う個人情報は以下を想定している。

ア　「８．委託内容　（１）」で財団が受託者に提供する連携先自治体担当者の情報（所属、氏名、連絡先等）及び、受託者が収集する取材先関係者、ファムトリップ参加者等の情報（所属・役職・氏名・連絡先等）

イ　他の情報と容易に照合でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie 等）も同様に個人情報とみなす。

（２）「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」（＊４）及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（前述＊１）に定められた事項を遵守すること。

（＊４）https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、「9. 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ　一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

（３）電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア　当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレスなど

イ　他の情報と容易に照合でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie など）も同様に留意すること。

14. 完了報告

（１）委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

（２）報告書

事業全体及び各実施内容に関する報告書を作成し、提出すること。報告書の構成は財団に確認の上、決定するものとする。

【体裁及びデータ形式】

A4 版、横書きカラー。Microsoft Power Point で作成の上、PDF 化した電子データを納品すること。

データ形式は内容に応じて Excel 等の使用も可。

15. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

16. その他

（1） 一部ただし書きのある費用を除いて、本事業に係る全ての費用を委託料に含むこととする。
（2） 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
（3） 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
（4） 本仕様書に定める委託内容の履行に当たっては、財団、都及び北海道と協議し、その同意の上で進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団
観光事業部観光事業課
電　話：03-5579-2683